

【重要】マイナ保険証への移行について

いつも健康保険組合の事業運営にご協力いただきありがとうございます。

国の法改正により、2024年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了し、以降はマイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」へ移行します。

本件、9月にご案内いたしましたが、移行日も迫ってきたため、皆さまへの情報周知も兼ねて、今後の運用について改めてご連絡します。

記

1. ポイント

①健康保険証の新規発行はできなくなります。

2024年12月2日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、医療機関等で診療を受ける際はマイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行します（以下、マイナ保険証）。それに伴い、健康保険の資格確認は、マイナ保険証によるオンラインでの資格確認が基本となり、原則としてマイナ保険証の利用に切り替えていただくことが必要です。そのため、マイナンバー（12桁の個人番号）をまだ会社に届け出していない方は、早急にご対応をお願いいたします。

②現在所有している健康保険証の有効期限は2025年12月1日までです。



現在お持ちの健康保険証は、2024年12月2日以降も経過措置として当面は利用可能ですが、利用可能期間は最長1年間（退職等により途中で資格喪失する場合を除き、最長2025年12月1日まで）となっています。

③お手持ちのマイナンバーカードをマイナ保険証にするための手続きが必要です。

マイナンバーカードを取得している方でも、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには登録が必要です。（利用登録方法は後述します）

ただし、マイナンバーカードを保有していない方、保有していても保険証の利用登録が済んでいない方は、「資格確認書」を提示することで、保険診療を受けることが可能です。（資格確認書については後述します）

【健康保険証廃止後（2024年12月2日以降）の各種証類の利用期間について】

	～2024年12月1日	2024年12月2日～2025年12月1日	2025年12月2日～
①現行の健康保険証		経過措置期間により使用可 ※新規(再交付や氏名変更を含む)の発行はできません	使用不可
②マイナ保険証			
③資格確認書		資格確認書 ※健康保険証やマイナ保険証を保有していないなどに限定して交付するものです。 医療機関へ提示すれば、保険診療を受けることができます。 ※交付時期は対象者によって異なります。（詳細は後述）	
④資格情報のお知らせ		資格情報のお知らせ ※医療機関でオンライン資格確認が導入されていない、またはシステムの都合でオンライン確認ができなかった場合にマイナンバーカードと一緒に使用するものです。 このお知らせのみでは医療機関を受診することはできません。	

※「③資格確認書」「④資格情報のお知らせ」の詳細については、下記をご確認ください。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問

No.	質問	回答
1	マイナ保険証のメリットは？	<p>以下のようなメリットがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナ保険証の利用で、薬の履歴データや特定健診結果に基づいた診断や処方が受けられる。 ・限度額適用認定証の交付申請手続きなしで、高額医療の限度額を超える支払が免除される。 ・確定申告の医療費控除申請が簡単になる。 <p>【ご参考】 カンタン！便利！マイナンバーカードの健康保険証利用</p>
2	マイナンバーカードに有効期限はある？	<p>あります。マイナンバーカードは10年（未成年は5年）、カードに格納されている電子証明書には5年の有効期限があります。有効期限が切れると電子申請や健康保険証等で利用できなくなります。「カードは発行したけど、電子証明書の更新は忘れていた」というケースは意外と多いため、お早めにお住まいの市区町村の窓口で更新手続を行うようお願いいたします。</p>
3	9月に渡された「資格情報のお知らせ」は何に使うの？	<p>「資格情報のお知らせ」は、医療機関等のシステムのエラーなどでマイナ保険証が利用できない場合や、マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する場合などの不測の事態にマイナ保険証と一緒に提示するものとして、厚生労働省からの通達に基づき交付を行っています。</p>
4	「資格情報のお知らせ」は持ち歩かないといけないの？	<p>マイナポータルから自身の資格情報画面を予めダウンロードしておくか、画面のスクリーンショットを保持しておけば、資格情報のお知らせの用紙を常に携帯する必要はありません。</p>
5	「資格情報のお知らせ」が届いていない。	<p>国内勤務者であり、かつ2024年8月末時点でマイナンバーの個人番号を会社に届け出している方を対象に9月に交付しています。以降の期間で会社に届け出した方や、新たに被扶養者認定した方、あるいは海外赴任者のうち、ご家族が国内に居住している方等については順次交付します。</p>
6	健康保険証に関わる情報は今後どこで確認すれば良いの？	<p>マイナ保険証には、これまでの保険証のように、券面に被保険者等番号・番号などが記載されていません。自分の保険資格の情報を確認する場合は、「資格情報のお知らせ」（書面）で確認されるか、スマートフォンなどを使ってオンライン上のマイナポータルにアクセスする必要があります。</p>
7	健康保険証とは別に、紙で発行されている医療証の情報を現在持っているが、今回のマイナ保険証のデータと一緒になるの？	<p>いいえ。市区町村から発行される各種医療証（公費負担医療受給者証・乳幼児医療費受給者証・介護保険証・特定医療費受給者証等）の確認はマイナンバーカードで行うことができないため、これら受給資格の証明を行う際には当面の間は持参が必要です。</p>
8	「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は何が違うの？	<p>「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は別物です。マイナンバーの個人番号を会社に届け出ている人に「資格情報のお知らせ」を交付し、マイナ保険証を持っていない人やあるいは利用が困難な方へ「資格確認書」を交付します。「資格確認書」の交付は、対象者が限定されるためご注意ください。（詳細は後述）</p>

その他、マイナンバーカードおよびマイナ保険証に関する一般的な疑問・確認事項については、下記サイトの情報を参考にしてください。

- ・マイナ保険証に関するよくある質問：[マイナンバーカードの健康保険証利用についてよくある質問 | 厚生労働省](#)
- ・マイナンバーカードの安全性：<https://www.kojinbango-card.go.jp/hpsv/wpmng/assets/pdf/security/safety.pdf>

補足1 マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録方法

マイナンバーカードの健康保険証利用申し込みは、以下のいずれかの方法で行うことができます。

(1) 医療機関等の窓口で申し込み

- ・医療機関・薬局に設置されているカードリーダーから、健康保険証利用申し込みを行う。

(2) スマートフォン・パソコンから、マイナポータルでの申し込み

- ・アプリ「マイナポータル」にログインし、「マイナンバーカードを健康保険証として利用する」をチェックし、「登録」を押下する。

※マイナポータルのインストールが必要です。

※健康保険証のマイナンバーカード利用状況が「登録済」であった場合、新たな登録作業は不要です。

※パソコンでの申し込みには IC カードリーダーが必要です。

(3) セブン銀行 ATM での申し込み

- ・マイナカードを持参し、ATM でマイナンバーカードでの手続き→健康保険証利用の申込みを行う。

【ご参考】 <https://www.sevenbank.co.jp/personal/atm/mynumbercard.html>

上記手続きの詳細については、下記サイトの情報を参考にしてください。

[マイナンバーカードの健康保険証利用 | デジタル庁](#)

補足2 資格確認書とは

- ・資格確認書は、主に「マイナ保険証を保有していない方」、「マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要な方(*)」を対象に交付予定であり、全員に交付されるものではないためご注意ください。

(*)マイナ保険証を持っているが、介護施設に入所しているため実際に利用するのが難しい場合など

- ・資格確認書には、「氏名・生年月日」、「被保険者等記号・番号」、「健康保険組合名称等」などの情報が記載されます。
- ・様式は、紙での交付を予定しています。
- ・退職等により資格確認書の有効期間内に資格喪失したときは返却が必要です。
- ・既存の健康保険加入者で上記対象に当てはまる方は、現行の健康保険証の経過措置期間が終了する前(2025年11月頃)に、有効期間3年程度での交付を予定しています。資格確認書が交付されるまでの間は、現在お持ちの健康保険証をご使用ください。
- ・2024年12月2日以降の、新規健康保険加入者は、加入時に個別申請があった際に交付を予定しています。その際、有効期限は申請理由や交付時期により別途取り決める予定です。

資格確認書とマイナ保険証との違い

	様式	交付	有効期限	医療機関でのオンライン資格確認	薬剤情報や診療履歴の閲覧
 マイナ保険証	マイナンバーカード 顔写真やICチップ付き	本人が申請	5年 ※カードに格納 された電子証明書	できる	できる
 資格確認書	紙やプラスチックなど	マイナ保険証を 持たない人※	5年以内で 保険者が設定	できる	できない

※マイナ保険証移行に伴い、当分の間は申請不要で保険者が職権により発行・交付可能